

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第23回全体会議の概要

日 時 平成22年9月5日(日)午前9時06分～12時18分

会 場 庁舎4階 会議室403

出席委員 飯島、五十嵐、内山、遠藤、神田、日下、古嶋、櫻井、嶋津、橋本、広辺、藤巻、松井、
(敬称略) 吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

ア 条例の素案の大項目「次世代」について

文言の確認のみを行った。特に修正することがなかった。

イ 条例の素案の大項目「改廃等」について

前回のワークショップでは、この条例の「最高規範性」や「条例の位置付け」についての話が出なかった。

しかし、改廃しようとする場合には、「最高規範性」に照らし合わせて行うことが考えられること、また、前文と併せて議論することになっていた大項目「総論」の中では「最高規範性」が出ていたことから、「最高規範性」を盛り込んだ内容で案を作成した。

さらに、この条例自体の「改廃」と、この条例が守られているかの「検証」を盛り込んで案を作成した。

この案を基に、以下の議論があった。

- 「他の条例、規則」の改廃なのか、「自治基本条例」の改廃なのか？

→ここでは、「自治基本条例」の改廃について規定。

- 誰が改廃を行うのか。条例の制定及び改廃の権限についての議会の権限を侵害しない内容を規定する。

- 「最高規範性」をどこに盛り込むのか？

- ・前文

- ・別の項目を作るのか など

→最高規範性については今後、検討。(この大項目には入れない。)

修正案： この条例の改廃に当たっては、この条例の理念(または目的)を最大限に尊重して行わなければなりません。

- ここでは、この条例に書かれている自治のあり方が守られているかを検証することを規定する。

- 検証することは、町長の義務付けでよいのか。

○検証する手段を書くのか。

・ 手続のことか→ 4 年、○年

または常設（○○委員会を作るのか） 委員会の名称は別途検討

・ 検証するための委員会

○検証するための委員会について

・ 規定しない。・・・中項目「住民参画」の中で、住民参画条例を策定することとなっているので、ここで委員会を設置することを書かないのであれば、条例は守るものなので、守ることを書いても意味がなくなる。

・ 常設・・・「設置する」とあれば常設 他の常設委員会との兼ね合いに注意

・ 2 年に 1 回

・ 4 年に数回か 1 回

・ 首長の任期に 1 回

修正案： 町長は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、町民の参加による委員会を設置して、自治のあり方を検証しなければなりません。

「改廃」と「検証」の 2 つのシートに分けて作成することとなった。

「趣旨」、「考え方」については、再度、作業部会が案を検討することとなった。

ウ 「前文」にどのような内容を盛り込むかについて、以下の意見等があった。

○福祉、産業、環境について入れたい。・・・言葉等で置き換えている。

○「私たち」は誰かを明確にする。

○町民憲章（昭和 59 年）の扱いをどうするか。また、最高規範性との関係は？

○「新たな公共」の中身は残したい。

○条文の理念に至った経過をもっと入れたい。例）考え方、効果など

○簡単でシンプルにしないと、条文の中身を読んでももらえないと思う。

○この条例ができることで「住みやすくなる」ことと、「協働参画」の表現を分かりやすくしたい。（住民の不安な気持ちがあるので。）

○最高規範 条文にする可能性もある。

○助け合い

○前文では何を書きたいかを明確にする。→変わっていくこと、次世代、白岡町らしさ

事務局が会長・副会長とともに、これらの意見等を踏まえてたたき台を作成し、作業部会で議論し、案を作成する。

エ この条例の「名称」について

本日は意見をもらい、作業部会で名称を決定することとした。名称については以下の候補が挙がった。

○白岡町自治基本条例・・・まちづくり条例にすると、都市計画のハードと取られる可能性がある。

○白岡町まちづくり（自治）基本条例

- 白岡町まちづくり条例・・・親しみやすい。
- 白岡町住民自治基本条例・・・「私たちは」となっているが、役場、議会が入らないのでは？
- 白岡町まちづくり基本条例・・・都市計画でも「街」を「まち」にした。混乱するのでは？

詳細については、議事録を参照してください。

(2) その他

ア 「前文」と併せて議論することになっていた、条例の素案の大項目「総論」は、次回の全体会議へ持ち越す。

イ 条例の素案の中間案（前文から改廃等まで）について、広報しらおか10月号に掲載し、広く意見等を募集したい。紙面への掲載期限の関係で、次回の作業部会で修正できたところまでを掲載する予定である。

ウ 次回の全体会議から、職員の意見等をどうするかについても議論していく。

エ その他

- (7) 第19回概要及び議事録と、第20回概要及び議事録の確認を、9月10日（金）までに願う。
- (4) 以前に配付した「第11回作業部会の概要」の中で「平成22年度」とあったが、それを「平成23年度」に訂正する。
- (5) 本日の会議終了後、第15回作業部会の日程等について打ち合わせを行う。

2 次回の日程

9月25日（土）午前9時から、庁舎の会議室403で行う。

（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会
第23回全体会議

1 日 時 平成22年9月5日（日）午前9時～正午

2 場 所 庁舎 会議室403

3 内 容

作業部会が再度検討した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「次世代」の案の確認と、作業部会が作成した大項目「改廃」の案を基に、内容や趣旨、その考え方等の確認を行います。

また、「前文」と併せ、この条例の「名称」及び大項目「総論」の中項目「理念」、「目的」について、今まで議論してきた内容等を確認しながら議論します。

4 プログラム

時間の目安	内 容
9:00	開会
9:00～ 9:10	あいさつ（「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長）
9:10～11:50 （適宜休憩）	全体会議（議長：内山会長） (1) 作業部会が再度検討した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「次世代」の案について、確認を行います。 (2) 作業部会が作成した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「改廃」の案を基に、内容や趣旨、その考え方等を検討します。 (3) 「前文」と併せ、この条例の「名称」及び大項目「総論」の中項目「理念」、「目的」について、今まで議論してきた内容等を確認しながら議論します。
11:50～12:00	事務連絡
12:00	閉会

第14回作業部会の記録シート(H22.8.26)

大項目 次世代 中項目 こども

H22.9.5 現在

1 内 容 文章化してください。

【8/18第13回作業部会の案】

町民と町は、次代を担うこどもが、様々な学習と経験を重ねて心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるような地域づくりに努めます。

町民と町は、次代のまちづくりの主役であるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参加することを促進します。

【8/21第22回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ の順序を逆にしたい。「主役」が上である。→法制上、確認する。
- ☐ 「子ども」、「子供」、「こども」の違い→特定の年齢をイメージしないようにした。
- ☐ 中高年の捉え方は？中高年への対策は？
 - ・高齢者を大事にするのは常識
 - ・高齢者対策との違いをどう出すのか？
 - ・こどもは権利が弱いから項目立てした。(こどもが、次のまちづくりにつながる人材に成長して欲しい思いがある。)

【8/26第14回作業部会の考え方】

、 の順番についての考え方

まず、こどもが成長することが大事である。こどもが成長してからまちづくりに参加するようになることを期待するため、この順番のままとする。

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【8/18第13回作業部会の案】

町民の中でも特に次代を担う世代であるこども(次世代)がまちづくりに参加することについて明確にする項目です。

【8/21第22回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 白岡町でこどもたちが健やかに成長することを保障する。→一文にして、再検討。

【8/26第14回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町民の中でも特に次代を担う世代であるこども(次世代)が健やかに成長し、また、まちづくりに参加することについて明確にする項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【8/18第13回作業部会の案】

築き上げた社会を継承するとともに、新しい時代を作り上げ、白岡町が将来に渡って発展していくためには、次代の白岡町を担うこどもにもまちづくりに関わってもらうことが重要です。こどもは白岡町の将来の宝だけでなく、現在の白岡町を支える大人たちの励みにもなりますので、この条例では、町民の中でも特にこどもに焦点を当て、こどもを町と地域(町民)で育成する観点から、独立した項としました。なお、この条例では、「こども」とは概ね18歳くらいまでを考えています。

こどもは家庭での親の生き方だけでなく、地域のあり方なども見て成長し、その影響を最も強く受ける世代です。こどもが自ら学び、経験を重ね、個性や能力を発揮して成長できるような地域は、こどもの人間形成に大きな役割を果たします。このため、家庭での子育てだけでなく、学校・地域・サークルなどでも体験を重視した活動ができるなど、町民と町も子育てに関わり、こどもの成長を支援するような地域づくりに努めます。

こどものうちから地域でのさまざまな活動を通じてまちづくりに参加していくことで、町政などにも興味を持ち、ひいては将来の白岡町を担う人材として成長すると考えるため、町民と町は、こどもがまちづくりに参加することを促進します。

【8 / 21第22回つくる会全体会議での委員の意見】

- 1行目「渡って」→「亘って」
- 2行目「こどもは白岡町の将来の宝であるだけでなく、こどもの健やかな成長が、現在の」
- ・ こどもは家庭だけでなく、地域の中でも成長している。
 - ・ こどもが最も影響を受ける世代なのか？ → 人それぞれ。
 - 中項目を設けている意味
- NPO等の場合
 - ・ 促進・・・相手が自立している。
 - ・ 支援・・・相手が弱い。→ 「促進」のままで修正しない。

【8 / 26第14回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

築き上げた社会を継承するとともに、新しい時代を作り上げ、白岡町が将来に亘って発展していくためには、次代の白岡町を担うこどもにもまちづくりに関わってもらうことが重要です。こどもは白岡町の将来の宝であるだけでなく、こどもの健やかな成長が、現在の白岡町を支える大人たちの励みにもなりますので、この条例では、町民の中でも特にこどもに焦点を当て、こどもを町と地域(町民)で育成する観点から、独立した項としました。なお、この条例では、「こども」とは概ね18歳くらいまでを考えています。

こどもは家庭だけでなく、地域の中でも成長しています。こどもが自ら学び、経験を重ね、個性や能力を発揮して成長できるような地域は、こどもの人間形成に大きな役割を果たします。このため、家庭での子育てだけでなく、学校・地域・サークルなどでも体験を重視した活動ができるなど、町民と町も子育てに関わり、こどもの成長を支援するような地域づくりに努めます。

こどものうちから地域でのさまざまな活動を通じてまちづくりに参加していくことで、町政などにも興味を持ち、ひいては将来の白岡町を担う人材として成長すると考えるため、町民と町は、こどもがまちづくりに参加することを促進します。

このシートを提出してください。

第14回作業部会の記録シート(H22.8.26)

大項目 改廃等 中項目 検証等

H22. . 現在

1 内 容 文章化してください。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例は、白岡町の自治に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものであるかどうかを町民の参加による委員会を設置して、検証しなければなりません。

課題・論点

- ☐ この「条例の位置づけ」(最高規範性)をどうするか。
→「前文」に反映させるか、「位置づけ」という中項目を作るか等について、全体会議で議論する。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

☐

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例が、その最高規範性に照らし、その時の白岡町に則しているかについて、町民の参加により定期的に検証することを明確にした項目です。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

☐

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例は、町政運営のことだけでなく、町民の生活の中で関わる自治についても規定したものです。この条例は最高規範として、その理念や内容を尊重することで、他の条例等についても影響を及ぼすことになるので、この条例の最高規範性を実質的に担保している規定です。

この条例の最高規範性や、町民が参加して本条例の素案を作成した経過に照らし、この条例を頻繁に改廃すべきではないと思いますが、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかを検証し、必要に応じてこの条例を改廃する場合があります。また、この条例を普及、定着させ、規定する内容が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。

検証のために設置する組織の目的や役割等を柔軟に運用できるよう、「委員会を設置」と表現し、この委員会に町民が参加していくことで住民自治の前進を図ります。

町長の任期を考慮して「4年」としました。最初の4年間は、この条例を普及、定着させるために常設とし、その後は定期的に、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが望ましいと考えます。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

☐

このシートを提出してください。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半(「総論」～「議会」)について、職員の意見等とそれに対する方向性一覧

H22.8.31庁内検討委員会で配付

「条例原案を作成する際に法制上検討するもの」については空欄としています。

番号	該当部分			意見等・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
1	総論	1理念		理念は条文ではなく、前文におくことになるのか。	これからつくる会で「前文」を議論するので、その際に併せて検討することとさせていただきます。
2	総論	1理念	内容	「持続可能な」と規定する理由はあるのか？ 【その理由】 →「～安全、安心に暮らせる持続可能な地域社会」と表現しているが、「～安全、安心に暮らせる地域社会」だけで十分ではないのか？あえて「持続可能な」を表現する理由はあるのか？あるのなら、考え方にきちんと表示しておくべきではないか。	
3	総論	1理念・2目的		基本理念と基本原則について、区分し規定する。 【その理由】 本条例の基本理念は、「1理念」に規定した内容であると思うが、「2目的」の条文中には、「自治の基本原則」ということが謳われている。 したがって、基本理念と基本原則については、明確に区分し規定する必要がある。	
4	総論	2目的	「本条例の理念の実現を図ることを目的とする。」の表現	表現に違和感がある。「1理念」と「2目的」を一つにして目的とすることができるのでは。住民協働がすべてという印象を受ける。理念の部分は、前文にすべきでは。	
5	総論 町民	1理念 3責務	内容 内容	「協働」、「連携・協働」を、と言っていますが、「誰と」を入れた方が良いのではないかと思います。 【その理由】整理が出来ればと思います。	
6	町民	1町民 (定義)		純粋な意味での町民と、事業や活動を行う個人、法人(団体)を分けたほうが分かりやすいのでは。	
7	町民	1町民 (定義)		町民の定義で、「町民とは住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者」に、「町内で活動する団体及び法人」を追加したほうがいいのではないか。 【その理由】 町民の定義にある内容(条例の本文)で、「この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。」とあり、すべて最後は個人を表す「者」となっている。 しかし、考え方では、「…いわゆる町民だけでなく、地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であると認識に基づきます。」とあり、さらに、最後の行では「…個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきと考えている。」と表現されている。つまり、定義している「町民」の内容と、考え方で述べている「町民」の捉え方が異なっていることになる。 一方で、当町で作成している「白岡町住民協働推進指針」にあっては「住民協働を推進するに当たって4『市民』とは」の中で、「『市民』は自然人だけではなく、法人や任意団体なども含まれるものと解されます。」と、町民ではなく市民としての表現と法人等も対象となっている。 また、住民協働における町民と行政との「共通の目的」においても、「3 住民自治の醸成」が表現されており、今回の条例は、まさにこの流れを汲んでいるものと理解する。 そうすると、同じような目標をもつ関連条例であるにも関わらず、住民協働推進指針では「市民の定義」、自治基本条例にあっては「町民の定義」とされており、結果的に同じ内容の考え方をしているにも関わらず、定義が異なるのはいかなるものかと感じている。	

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半(「総論」～「議会」)について、職員の意見等とそれに対する方向性一覧

H22.8.31庁内検討委員会で配付

「条例原案を作成する際に法制上検討するもの」については空欄としています。

番号	該当部分			意見等・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
8	町民	2権利	まちづくりの定義	「まちづくり」の定義に疑問がある。まちづくりについては、町民が自主的に行う活動と、行政(町)が行う活動とに大別できる。町民が自主的に行うべきものまでも「権利」に入れてしまうのは？	
9	町民	2権利		「町民は…知る権利」 情報公開条例の権利者とは違っている。ただ、町内で活動するものも任意的公開が請求できるから、このままでやむを得ないか？	
10	町民	2権利	の考え方	「教育権」という言葉は、通常使われているのか？ 【その理由】 「教育権」という言葉は既に世間で一般的に使われている言葉なのか？「教育を受ける権利」(憲法26条)などはあるが…。	
11	町民	3責務		「しなければなりません」 → 「するよう努めます。」 *行動は個人の自由意志、義務付けはできない。	
12	町民	3責務		選挙権の適正な行使(権利を行使する努力)であるとか、納税や手数料、使用料など受益者負担についても、責務の項に加える必要があるのでは。「町民の権利」>「町民の責務」という印象を受ける。	過去に、つくる会でも同様の議論がありましたので、参考意見としてつくる会に報告させていただきます。
13	町民	3責務	町民はまちづくりと地域の課題解決のために…について	まちづくりの定義には地域の課題解決も含むのではないか。 【その理由】 ここで「…まちづくりと地域の課題解決…」とあるが、この表現は次の指摘とも関連するが、「住民協働推進指針」にあっては、「住民協働を推進するに当たって、1『まちづくり』とは」において、「『まちづくり』とは町民と行政とが…地域社会を築くための全ての行為と定義します。」とある。 このため、地域社会の構築にあっては、その地域の課題解決も当然に含まれると思うが、いかがなものか？	つくる会では「住民協働」をこの条例の特色の一つと考えていますので、「まちづくり」の定義と併せて、つくる会で再度検討することとさせていただきます。
14	住民協働	1定義		まちづくりに関しては、個人としてのさまざまな活動も考えられることから「参画」ではなく、「参加」でいいのでは。「町が進めるまちづくり」ということであれば「参画」となるが。「まちづくり」や「まちづくりの基本的な考え方」をきちんと整理した方がわかりやすいのではないか。	
15	住民協働	1定義		「町民、議会、行政が連携して」とあるが、「それぞれの役割と責務(責任)を理解し、協働によるまちづくりを進める」という程度の方がいいのでは。議員は、町民の代表であり、議会は執行部を監視する機能があることから、連携協力という表現は適当ではないような気がする。	

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半(「総論」～「議会」)について、職員の意見等とそれに対する方向性一覧

H22.8.31庁内検討委員会で配付

「条例原案を作成する際に法制上検討するもの」については空欄としています。

番号	該当部分			意見等・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
16	住民協働	1定義		で「まちづくり」を定義したが、「住民協働」の定義の中にも「まちづくり」が出てきて、意味が通らない。「まちづくり」という定義は無くてもいいのでは。	つくる会では「住民協働」をこの条例の特色の一つと考えていますので、「まちづくり」の定義と併せて、つくる会で再度検討することとさせていただきます。
17	住民協働	1定義		まちづくりの定義の表現が住民協働という定義と異なっている。 【その理由】 この条例において定義されている「まちづくり」の内容は、No.13で述べたとおりである。しかしながら、住民協働推進指針にある「暮らしやすい地域社会を築く」の表現ではなく、この条例では「誰もが誇れる町をつくる」となっており、異なる定義づけをしているのは何ゆえか？ 白岡町の方向性、特に「まちづくり」という行政が目標とする内容にあっては、その定義に関していろいろな表現をすることはいかなものかと思う。このあたりは、事務局が同じということもあり、整理したほうがよいのではないか。	
18	住民協働	1定義		住民協働の定義と関連するが、議会も住民協働の対象となるのか？ 【その理由】 住民協働の定義では、「町民と行政とが共通の目的を実現するために…」とあるが、この条例の考え方では議会も対象となっており、実際には住民協働の対象となりうるのだろうか？ 町政を運営するには、住民の声を聞くことは大事なことはあるが、その住民の代表者が議会議員である。一方で、多くの住民組織からも要望等が寄せられるが、こちらは選ばれた住民ではないということも重要なことである。 町政運営に関する取り組みを進める過程にあって、議会との連携・協力は必要であると思うが、果たして「住民協働とは、町民・議会・行政が…」と表現してもいいのだろうか疑問が残る。 個人的には、条文で言わんとすることは理解できるし、住民と行政の協働、そして行政と議会との協働は考えられるが、直接的に、住民、行政、議会の協働としてもいいものなのかなと考えてしまい、結論が出せません。 このため、ここでは、町で定めている住民協働の表現を踏襲するほうがよろしいのではないかと思う。 なお、今後、議会とも連携・協力するという表現であれば問題ないかと思いますが…。 ちなみに、内容で表現されている「連携協力」は「連携・協力」の表現とすることが望ましいのではないか。	
19	住民協働	1定義		「住民協働」という言葉を定義しておきながら、その他の文中に「住民協働」と「協働」が混在している。	

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半(「総論」～「議会」)について、職員の意見等とそれに対する方向性一覧

H22.8.31庁内検討委員会で配付

「条例原案を作成する際に法制上検討するもの」については空欄としています。

番号	該当部分			意見等・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
20	住民協働	2住民参画	趣旨	「住民」 → 「町民」	
21	住民協働	2住民参画		「政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。」とあるが、何と何との協働なのか。そもそも住民が政策決定等の場面に積極的に関わることが参画であり、協働なのではないかという気がする。また、住民協働の中に、議会との連携・協力という表現があるがやはり議会は議決機関であるとともに首長に対する監視機能もあることから、議会が議会として意思決定すべき事項まで踏み込むのはできないのではないか。	条文を削除することもあり得るので、つくる会で再度検討することとさせていただきます。
22	住民協働	2住民参画		内容がよく理解できない。 同じ内容のため「削除」。町民の権利 も同じ意味であると思う。	
23	住民協働	2住民参画		条文の意義を分かりやすくする。 【その理由】 の条文冒頭に主語を入れ、「住民参画は、」の次に「その目的を実現するため」を加えるなど、条文の持つ意義を分かりやすくする。	
24	住民協働	2住民参画		「提案等の把握」 → 「意見等の把握」	
25	住民協働	2住民参画		住民参画条例を定めるのであれば、パブリックコメントなどは、そちらで規定すれば、 で規定する必要がないのでは？	
26	住民協働	2住民参画		「そのしくみをつくるために住民参画条例を別に定めます。」を改める。 【その理由】 の条文中「そのしくみをつくるために、住民参画条例を別に定めます。」とあるが、今後において想定される別の条例を制定することを、本条例において規定し確定することは、条例制定の手続から無理があると思う。条文を「また、その仕組みをつくります。」などに、改めるべきと考える。	
27	住民協働	2住民参画		「ために、(仮)住民参画条例を条別に」 → 「ための条例を別に」 *ここで(仮称)は使わない。	
28	住民協働	2住民参画		が「町は」ではじまるが、 だけが「行政は」ではじまるのは何故？ 【その理由】 では、始まりが「行政は、…」であるが、 とそれ以外の表現にあっては、「町は、…」で始まっている。この表現に違いをつける必要はなく、他と同様に「町は、…」でいいと思うが、何か意味があるのだろうか？	
29	住民協働	2住民参画など		「町は」と「行政は」の使い方はどのように区別しているのか？ 【その理由】 「町」と「行政」で書き出しているが、どう使い分けているかが分からない。	
30	住民協働	2住民参画		「対応しなければなりません」 → 「対応するよう努めるものとします」 *強すぎるか？	

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半(「総論」～「議会」)について、職員の意見等とそれに対する方向性一覧

H22.8.31庁内検討委員会で配付

「条例原案を作成する際に法制上検討するもの」については空欄としています。

番号	該当部分			意見等・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
31	行政	1行政の責務		町、行政の使い分け。範囲は？	法人としての「町」と、執行機関としての「行政」として使い分けをしていますので、「総論の中項目3定義」で規定するかをつくる会で検討することとさせていただきます。
32	行政	1行政の責務		「この条例の自治の基本理念」 → 「この条例の理念」 *特に自治の基本理念は規定無し、条例の理念でいいのでは。	
33	行政	1行政の責務		「理念」を統一する。「協働」を統一する。 【その理由】 1行政の責務の 条文中に「この条例の自治の基本理念」という表現があり、2町長の責務の 条文中には「この条例に掲げる理念」という表現がある。わかりにくいので、同意語であれば、統一すべきではないか。また、「協働」と「住民協働」についても同様である。	
		2町長の責務			
34	行政	1行政の責務		「住民のニーズ」 → 「町民のニーズ」 *「行政運営」(・)と「町政運営」()が混在	
35	行政	1行政の責務		住民福祉の増進に努めます。は住民福祉の向上に努めます。が いい のではないか？ 【その理由】 住民福祉の増進に努めるとあるが、増進の意味は「ものごとの勢いなどが一層激しくなること」であり、表現は適切ではないように感じる。また、向上の表現には「よりよい方向に、優れた方向に向かうこと」の意味があり、ここでの表現としてはより適切ではないか。従って、この表現は「行政サービスや住民福祉の向上に努めます。」とすることではいかがか？	
36	行政	2町長の責務	趣旨	「各執行機関との連絡を図り」 → 「…連携…」 *間違いではないが、この方が良いのでは。	
37	行政	2町長の責務		「町民の信託に応え」 → 「削除」 *町長を信託し選んだのは有権者である「住民」では？	
38	行政	2町長の責務		「報告しなければ」 → 「公表しなければ」	
39	行政	2町長の責務		「及び健全な財政運営」 → 「削除」 *「行政」の「行政運営」の で触れている。ここで町長の責務として特別に書く必要性を考えておく必要がある。	

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半(「総論」～「議会」)について、職員の意見等とそれに対する方向性一覧

H22.8.31庁内検討委員会で配付

「条例原案を作成する際に法制上検討するもの」については空欄としています。

番号	該当部分			意見等・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
40	行政	4行政運営	の内容	「編制」ではなく「編成」ではないのか？ 【その理由】 「組織は～編成され」が正しい表記ではないか？(考え方によって、「編制」もありか？) 編成：小さな個々のものを組み合わせて大きな単位に仕上げること。 編制：大きな全体を分けて、まとまった単位に組み立てること。	
41	行政	4行政運営		行政は、…効率化を図るため、国、他の地方公共団体…とあるのを、「国、地方公共団体」と表現したらいかがか？ 【その理由】 表現の仕方であるが、「国、他の地方公共団体…」とあるが、あえて他の地方公共団体とする必要があるのだろうか？ここは、「国、地方公共団体…」でいいと思う。	
42	行政	4行政運営	について	公正な行政手続きの確保をする必要があります。を「行政手続きを確保する」と表現したらいかがか？ 【その理由】 表現の仕方であるが、「行政手続きの確保をする」とあるが、ここは、「行政手続きを確保する」の表現でいいと思う。	
43	行政	4行政運営		「費用対効果の検証を行いながら」*できないのでは？ → 「費用対効果を重視して、	
44	議会	2議員の責務	の内容	「町民の代表として」→「住民の代表として」又は「削除」する。 * 議員を選出しているのは有権者である「住民」である。 * 全般的に町民と住民の使い分けを検討する必要がある。	
45	議会	2議員の責務	の内容	「説明責任を果たすよう」誰に何を？ → 「住民・町民に対し説明責任を…」又は「議員は、自らの議会活動について、町民に対しわかりやすく説明するよう努めます。」	ご意見のとおり、慎重に対応させていただきます。
46	議会			議会に関しては、十分に調整することが望ましい。 【その理由】 議会に関する事項については、全般的に議会サイドと十分に調整する必要があると思います。住民の代表であり、選挙で選出された議会議員がある以上、議会議員は尊重されなければならないはずなので…。 例えば、住民が自分たちの意思を反映してもらえないからといって、自分たちの意思を直接反映させる目的を持ってまちづくりに参画し、結果的に首長と住民とが直結化されたり、あるいは、議員と連携もなく何ごとにおいても自分たちで行動する等の状況となることによって、結果的に議会軽視につながり、議会との衝突等の危険性も考えられるからである。 事務局では、慎重に作業を進めてもらいたい。	

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の前半(「総論」～「議会」)について、職員の意見等とそれに対する方向性一覧

H22.8.31庁内検討委員会で配付

「条例原案を作成する際に法制上検討するもの」については空欄としています。

番号	該当部分			意見等・その理由	現段階での事務局案 (意見等に対する方向性)
	大項目	中項目	詳細		
47	条例全般		意義	「協働によるまちづくりを進めるための条例」なのか、「町民自治を再認識し、まちづくりを進めるための条例」なのか。どちらに主眼を置いた条例かを明らかにして条文を書かないと、焦点がずれた条文になってしまうのでは。	これから条例の「名称」や「前文」等を議論するので、その際につくる会で検討させていただくこととします。
48	条例全般		全体での表現	「～努めます。」、「～努めなければなりません。」、「しなければなりません。」、「～するものとします。」の表現を統一できればと思います。 【その理由】 整理が出来ればと思います。	
49	その他			自治基本条例について、事前研修会を実施し、町民や職員に対して条例の必要性などをもう少し説明する必要があるのではないかと。	引き続き、職員や住民に対し、周知していくように対応していきたいとします。
50	その他			事前に自治基本条例について、白岡町的全町民や全職員に対して研修会等でもっと詳細な説明が必要なのではないか。 素案の前半部分だけで意見を求める理由がよくわからない。 「自治体における基本的なルールを市民・行政の合意の上で決めたものが自治基本条例である」とある。一部の意見は取り入れているかもしれないけれど、民意を反映した意見とは思えないが、どのように考えているのか。広報とHPでの周知しか見ていないが、委員の人以外の意見はどのくらいあったのか。 条例の作成状況を見ると、先に大項目や中項目といった柱を決め、理念や目的が後から決められているように見受けられるが、そもそも、どのようなまちにしたいかや協働について、といった理念等を先に考えるものではないか。本末転倒な感じがする。 特に、形だけの理念を謳った条例を作っているのであれば、時間と費用の無駄ではないか。なぜ条例が必要か、もっと分かりやすく説明して欲しい。	

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)イメージ

第23回(H22.9.5)配付

前文	私たちの白岡町では、先人達により美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、農業を中心とした産業育成・伝統行事や習慣を含め人間関係を育む、まちづくりが展開されてきました。私たちは、先人の優れた業績を継承発展させると共に、時代に則した新たなまちづくりを自らの力で推し進めなければなりません。 そのために、私たちは町民憲章に則り、安全安心で持続可能な循環型社会の創造、新たな公共を担う住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの構築、少子高齢社会への対応、地産地消の産業振興など、そのときどきの課題に「住民協働によるまちづくり」で取り組みます。 住民協働によるまちづくりを前進させるためには、協働するための基本となる住民自治の仕組みや住民参画の方式を確立する事が求められています。私たちは自立した町民として、自らの責任で考え、行動し、互いを認め尊重し、「出会い、ふれあい、助け合い」ながら、自分たちのまちは、自分たちでの手で築いていこうとする町民主体の自治の精神を基本にまちづくりを進めます。 人権を守り、生活を高め、維持するために、自らの地域を自ら治め、管理する営みが自治の始まりであり、自治は人間社会に必然的に備わった協働の具体化として出発しました。自治は住民の協働なしに機能しませんが、協働は住民の参加・参画なしに成立しません。住民の参加・参画は自治の始まりでもあり、到達点でもあります。 そのために、私たちは学習・教育の仕組みを活用し、自らを向上させ、地方自治に参加していく必要があります。そして、私たちは町民の参加・参画を土台とした地域自治を拡大し、白岡町の自立的発展のために、議会や行政と協働するのみならず、あらゆる団体・個人と協働し、ぬくもりのある、平和で暮らしやすい、誰にも優しい思いやりのあるまち、コミュニティ豊かなまち白岡を目指し、ここに「白岡町まちづくり(自治)基本条例」を制定します。
----	---

大項目	中項目	内容(条例の本文)
総論	1理念	わたしたちは、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。
	2目的	この条例は、白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。
	3(定義)	(他の中項目から定義したい語句を抜粋しておく。) ・町民 ・住民協働 ・まちづくり
町民	1町民(定義)	この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。
	2権利	町民は、まちづくりに参画する権利を有します。
		町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。
		町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。
	3責務	町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。
		町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。
		町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。
住民協働	1定義	この条例においてまちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、町と連携し、誰もが誇れる白岡町を作り出す活動のことを言います。 この条例において住民協働とは、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力してみんなでまちづくりを進めることを言います。
	2住民参画	政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。
		町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。
		町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。
		行政は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。
		町は、町民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません。
行政	1行政の責務	行政は、町民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。
		行政は、町民の意向を的確に把握し、住民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。
		行政は、情報を公開し、また説明責任を果たし、町民参加のもと、行政評価の実施に努めます。
		行政は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めます。
	2町長の責務	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。
		町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。 町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)イメージ

第23回(H22.9.5)配付

大項目	中項目	内容(条例の本文)
行政 続き	3職員の 責務	職員は、全体の奉仕者であると同時に自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。
	4行政運 営	行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編制され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。
		行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。
		行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。
		行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。
議会	1議会の 責務	議会は、町民の意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。
		議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。
		議会の会議は原則、公開とします。
		議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。
	2議員の 責務	議員は、町民の代表として責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。 議員は、説明責任を果たすように努めます。
コミュニティ・ 地域自治イ	地域活動 と地域自 治組織	町民は、各種の地域活動を通じ、地域の課題解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。
		地域自治組織とは、地域単位で活動している組織及びNPOなど町内で自治的な活動をしている組織を言います。
		町は、協働のパートナーとして地域自治組織の役割を重視し、その活動を支援するとともに、まちづくりへの参画に努めるものとします。
情報 共有 公開	公開と提 供・共有 の原則	町は、町民の町政への参加促進と説明責任を果たすため、町政情報を公開します。また、町民と情報の共有を図るため、積極的な情報提供に努めるものとします。
		地域自治組織は、活動への参加促進と組織運営の透明性を確保するため、活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとします。
		前2項の情報の公開・提供に当たっては、町と地域自治組織は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するものとします。
住民 投票	住民投票	町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。
		本町に住所を有する満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。
		議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。
		町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
		町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
次 世 代	こども	町民と町は、次代を担うこどもが、様々な学習と経験を重ねて心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるような地域づくりに努めます。
		町民と町は、次代のまちづくりの主役であるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参加することを促進します。
改 廃 等	検証等	この条例は、白岡町の自治に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。
		町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものであるかどうかを町民の参加による委員会を設置して、検証しなければなりません。

大項目「次世代」、「改廃等」及び「前文」については、暫定的に入れています。

「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）」が制定されるまでの工程表（22年9月以降詳細案）

* 9/5 第23回全体会提出

